

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年2月9日（金曜日）

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時11分 散会

付託事件

- (1) 平成27年請願第2号, 平成28年請願第5号, 平成29年請願第1号, 平成29年請願第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願
- ② 平成28年請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願
- ③ 平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願
- ④ 平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願

(2) 報告事項

- ① 水戸市国民健康保険運営協議会の答申について (国保年金課)
- ② (仮称)水戸市動物愛護センター整備基本構想について (保健所準備課)
- ③ 水戸市指定文化財の指定について (歴史文化財課)
- ④ 水戸市指定文化財の指定解除について (歴史文化財課)
- ⑤ 水戸市文化財保護・保存・活用基本計画(第2次)について (歴史文化財課)
- ⑥ 水戸市地域文化財制度について (歴史文化財課)

(3) その他

2 出席委員(7名)

| | | | |
|-----|-------------|------|-----------|
| 委員長 | 高 倉 富 士 男 君 | 副委員長 | 綿 引 健 君 |
| 委員 | 田 中 真 己 君 | 委員 | 小 泉 康 二 君 |
| 委員 | 木 本 信 太 郎 君 | 委員 | 田 口 米 藏 君 |
| 委員 | 袴 塚 孝 雄 君 | | |

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(3名)

| | | | |
|----|-------------|----|-----------|
| 議員 | 土 田 記 代 美 君 | 議員 | 小 川 勝 夫 君 |
| 議員 | 安 藏 栄 君 | | |

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|----------------------------------|--------|------------------------------------|--------|
| 副市長 | 秋葉宗志君 | | |
| 保健福祉部長 兼福祉事務所 長 | 大曾根明子君 | 福祉事務所 参事兼 福祉総務課長 | 小山忠君 |
| 福祉事務所 参事兼 高齢福祉課長 | 谷津好行君 | 福祉事務所 参事兼 子ども課長 | 柴崎佳子君 |
| 保健福祉部 参事兼 国保年金課長 | 川津英臣君 | 生活福祉課長 | 斉藤博之君 |
| 障害福祉課長 | 平澤健一君 | 介護保険課長 | 荻沼学君 |
| 保健センター 所長 | 小林かおり君 | 保健所準備 課長 | 小林秀一郎君 |
| 消防長 | 根本一夫君 | 消防次長 | 石川隆君 |
| 消防本部参事 | 鈴木豊君 | 消防本部参事 | 小川喜実君 |
| 北消防署長 | 小泉直紀君 | 南消防署長 | 大越唯行君 |
| 消防総務課長 | 勝村俊則君 | 火災予防課長 | 大内康弘君 |
| 消防救助課長 | 箕輪重美君 | 救急課長 | 石田宏一君 |
| 教育長 | 本多清峰君 | 教育部長 | 七字裕二君 |
| 教育委員会 事務局教育部 参事 | 川俣智君 | 教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長 | 鈴木秀樹君 |
| 教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長 | 鈴木功君 | 教育委員会 事務局教育部 参事兼内原 中央公民館長 | 五上義隆君 |
| 総合教育研究 所長 | 萩谷孝男君 | 教育企画課長 | 三宅修君 |
| 学校施設課長 | 埴敏之君 | 生涯学習課長 | 大澤秀樹君 |
| 歴史文化財 課長 | 白石嘉亮君 | 中央図書館長 | 松本崇君 |
| 総合教育 研究所副所長 | 小川佐栄子君 | | |

6 事務局職員出席者

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 議事課長 | 永井誠一君 | 書記 | 矢吹友鏡君 |
|------|-------|----|-------|

午前10時 2分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年請願第2号、平成28年請願第5号、平成29年請願第1号及び平成29年請願第3号につきましては、本日のところはいずれも継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、いずれも継続審査といたします。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、水戸市国民健康保険運営協議会の答申について、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市国民健康保険運営協議会の答申につきまして、国保年金課提出の資料により御説明をさせていただきます。

今回の答申につきましては、平成30年度からの国民健康保険制度改革によりまして、水戸市国民健康保険税を検討する必要があることから、水戸市国民健康保険運営協議会に諮問をし、その答申をいただきましたので、その内容を御報告するものでございます。

初めに、国民健康保険制度改革の概要についてでございますけれども、国民健康保険制度は昭和34年の国民健康保険法の施行以来、国民皆保険の基盤を支える重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、社会経済状況の変化により、他の医療保険制度と比べて被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱え、財政基盤が脆弱となっております。

こうした課題に対応するため、国は平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律を成立させ、公費拡充と都道府県が国保財政の運営主体となることを柱とする改革を実施することといたしました。

これによりまして、都道府県は、平成30年度から、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、制度の安定化を図るため、運営方針の策定や保険給付費の支払いのほか、市町村が県に納付する国保事業費納付金等を決定することとなります。一方、市町村は、被保険者の資格管理や保険給付の決定のほか、都道府県から示されます国保事業費納付金等を参考に国保税率を決定して、国保税の賦課、徴収などを行うこととなります。

2の協議会への諮問につきましては、国保事業費納付金及び水戸市が実施しております保健事業等の財源であります国民健康保険税の改正を検討する必要があることから、平成29年8月7日に平成30年度水戸市国民健康保険税について、水戸市国民健康保険運営協議会に諮問したものでございます。

3の協議会の開催につきましては、平成29年8月7日から平成30年1月19日まで5回協議会を開催

し、平成30年1月19日に答申をいただいたところでございます。

4の答申の内容につきましては、答申書に基づきまして御説明をいたします。

資料6ページをお開き願います。

まず、2の審議の経過といたしましては、水戸市の国保の状況、国保税率の推移、国保制度改革等の概要、茨城県国民健康保険運営方針の内容について協議、報告いたしました。さらに、税額の算定方式、国保事業費納付金等の仮算定結果、それに基づく賦課すべき保険税総額及び国保税率改正について審議いただいたところでございます。

その中で、(2)の平成30年度に賦課すべき保険税総額の試算につきましては、本市の一般被保険者に係る国保事業費納付金等の仮算定額が80億9,887万9,815円であること、この国保事業費納付金等をもとに試算した平成30年度に必要な本市の保険税総額が調定額で約63億5,000万円と見込まれること、さらに現在の税率を据え置いた場合の調定見込み額は約61億円で、先ほどの金額と比較して約2億5,000万円の不足となる見込みであるなどを御説明いたしました。

さらに、このことを踏まえ、(3)であります財源不足に伴う平成30年度の国保税率について、税率を改正する場合と改正を見送る場合の2つの案を提示し、御審議いただいたところでございます。

3の審議結果といたしまして、(1)算定方式につきましては、県単位化により、被保険者に混乱を招かないよう県内市町村において統一していくべきと考える。しかしながら、所得割と均等割の2方式は、現在本市が採用している所得割、均等割及び平等割の3方式と比べて、家族構成や所得金額によって税額の変動率が大きく、被保険者間に不公平感が生じることが想定される。これらのことから、税率の算定方式は、当分の間、引き続き所得割、均等割、平等割の3方式とすることの答申をいただきました。

ページを返していただきまして、8ページ(2)財源不足に伴う平成30年度国保税率につきましては、制度改革の目的を考慮すれば、平成30年度の国保事業費納付金等及び本市独自の国保事業運営に必要な保険税総額を確保するためには、税率の改正もやむを得ないところである。しかしながら、税率の引き上げは低所得者層の割合が高い国保加入者に負担増を強いるものである。また、収納率の向上、繰越金の活用及び今後予定されている課税限度額の改正等により、おおむね不足額に係る財源確保が可能であると考え。したがって、平成30年度の国保税率については、改正を見送ることの答申をいただきました。

さらに、4の附帯意見として3つの御意見をいただきました。

1点目といたしまして、今般の制度改革は大きな改革であることから、当分の間、茨城県の国保事業の運営について経過を見る必要がある。このため、平成31年度についても繰越金を活用すること等により、おおむね必要な保険税額を賄えると見込まれることから、国保税率を据え置くこととされたい。ただし、特別な事情により保険給付費等が増加したことにより、次年度以降の国保事業費納付金等の増額が見込まれる場合には、平成31年度の税率改正について検討するものとする。

2点目といたしまして、引き続き、収納率の向上や交付金の確保、医療費適正化への取り組み強化等により、支出額の削減に努めること。

3点目といたしまして、茨城県の国保財政の運営状況を注視し、財政の健全化や事務の効率化に向けた取り組み要請を行うとともに、国や県に対して市町村への支援を要望することとさせていただきます。

以上が、水戸市国民健康保険運営協議会からいただきました平成30年度水戸市国民健康保険税についての答申の内容でございます。なお、資料の2ページに参考といたしまして、現行の国保税率を記載しておりますので御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、ただいまの件につきまして、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

田口委員。

○田口委員 国保税の改正につきましては、これまで新聞紙上でもいろいろこの制度改正に伴って、各市町村からちょっと高過ぎるんじゃないかとか、あるいは計算の仕方等についての報道なんかが出ていましたけれども、本市においては、それらを踏まえてこの運営協議会が答申されたということで、これらについては理解するところでありますけれども、そういう中で附帯意見等も含めてここに示されておりますけれども、はやり病の病気、例えばインフルエンザとか、あるいはそれ以外の病気などで、事情により給付等が増加するということが懸念されるという言葉が書いてありますけれども、お聞きしますけれども、これまでにそのようなことで医療費が非常に増額になったという例があればちょっとお示ししていただきたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 過年度の料率算定に当たっては、平成24年度に平成25年度以降の料率について改正されたところでございますが、その際については、これまでの不足額を繰り入れる、あるいは不足額について今後どのような形にするかということで検討された中で、平成25年度以降に9.2%の増額をしたということは把握しておりますけれども、今田口委員さんが言われました、特に俗に言われておりますはやり病に伴って税率を改正したという記録はちょっと確認できておりません。申しわけございません。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 そのほかでありますけれども、これは本市においては来年度は据え置きというような形でできるということでありますけれども、そのためにはということでこの収納率向上あるいはジェネリック医薬品等のことが書いてありますけれども、これらについてはこれまでと同じような方法で大丈夫だよと、あるいはこのままではこれから財源確保は難しいので、いろいろな点で策を講じるというような考えが特別あるのかどうかお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 まず、収納率の向上につきましては、平成28年度末現在の現年度分の収納率88.05%ということでございまして、今年度の12月末現在の収納の状況につきましても、前年同期と比べて約1.3ポイントほど上昇している状況でございます。したがって、今後も同様の形で収税課と協力しながら、収納率の向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

また、ジェネリック医薬品につきましては、医療費通知の中でジェネリック医薬品の利用促進の文書を掲示したりしておりますので、こちらにつきましても、引き続きこれらの事業を継続して、利用率向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 国保の運営協議会については、私も文教福祉委員会から出させていただいておまして、いろいろその中でも議論をしてきた立場でありますので、答申を踏まえて2つほどお聞きしたいというふうに思っております。

今回、県内自治体の状況を見ますと、19自治体が値上げ改定、24自治体が現行維持ということのようですけれども、今回水戸市が繰越金を活用して値上げを回避されたということはよかったですし、私自身もほっとしているところなんですけれども、今日国保年金課が出された1ページの一番上の部分ですけれども、5行目までは私もこのとおりだと思っています。被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、それから所得に占める保険料負担が重いということなんです、それを改善すべく都道府県単位化をするということで動いてきたわけですけれども、今申し上げたとおり、かなりの数の自治体で値上げ改定になっているというその大もとには、全国知事会は1兆円規模の国費投入を求めたのに対して、国が示したのが3,400億円であったということです。そのうち1,700億円が当面来るという話であったんですけれども、今示されているのは1,500億円だけということで、つまり要望からするとかなりかけ離れていて、国が示した額からしてもまだ達していないという現実のもとで4月を迎えようとしているところだと思うんです。

それで、この少なくとも200億円分というのがどういうふうに国保に投入され、負担軽減として県から各自治体にくるといような見込みが今示されているのかどうか、今回の答申でも国、県に対して、8ページの附帯意見の最後にもありますけれども、市町村への支援要望ということが明記されていますが、その辺の動向というのはどうなっているのか、もしおわかりになればお示ししたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

国の公費拡充の1,700億円のうち、今回の算定に当たっては、算入されているのが1,500億円ということで、200億円がまだ算定されておられませんけれども、これについては、まだ私どものほうでその内容について情報を把握しておりませんので、お答えできませんので御了承いただきたいと思います。申しわけございません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 水戸市だけに聞いても確かに酷かもわからないですけれども、茨城県について見ても、県独自でお金は入っていないんですね、今回の改正に伴って。ということもあって、この答申にあるような国、県に対しての支援要望というのは、引き続きぜひやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

もう一つお聞きしたいのは、繰越金の活用によって2年間は税率改正の必要はないではないかということですが、平成28年度末の水戸市の国保会計の繰越金というのが、たしか6億8,000万円ぐらいだったと思いますが、今平成29年度末に近づいていますけれども、国への精算とかがあったり、今インフルエンザがはやっていたりということで、確定的なことはまだ言えないかもしれないんですけれども、今年度末でどれくらいが見込まれるというのがあるのでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 先ほどの田中委員の御質問にお答えいたします。

平成29年度末の決算の見込みを立てているのかと、その状況はということでございますけれども、現在まだ精査しているところでございまして、内容については今現在でお話しすることができないので、申しわけございません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 運協のときも同じようなお話だったので、そんなに時間がたっていないので無理からぬところかなとは思いますが、いずれにしても今回平成31年度も、つまり当面2年間は値上げを回避できるんじゃないかということでありました。ただしということがあって、さっき少しお話がありましたけれども、医療費の増加が見込まれる場合には改正の検討もという含みがあるんですが、この点についてなんですけれども、今回の改正に伴って、県内各自治体がどういうふうな対応をとっているかということで、県の国民健康保険室にいろいろヒアリングをしてみたんですけれども、現実に値上げしなくても既に今高いという問題があって、水戸市でも滞納世帯が加入世帯の3割を超えているという状況があるわけです。値上げを回避するところも一般会計から入れたり、繰越金を活用したり、いろいろな対応をしているんですけれども、水戸市の場合で見れば国保会計が随分好転してきて、一般会計から入れないで済んでいるという状況があるわけです。県内各自治体の平均は、決算補填目的の繰り入れというのが県平均で被保険者1人当たり大体9,000円ぐらいなんですけれども、水戸はほぼゼロに近いと。繰入金が1人当たり50円という資料が県から出ていますけれども、中には2万円以上入れているところもあれば、3万円近いところもありますし、いろいろなんですけれども、いずれにしても現実に今の水戸市の国保、今回値上げを回避することはよかったけれども、私はまだ高いという認識をしておりますし、この値上げを回避するだけではなくて、つまり急な医療費増があったとしても、値上げを回避する財源として繰越金はもちろんですけれども、一般会計の対応というのも十分余地があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういったお考えはどうかということをお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 今後の国保事業費の均等の内容等も踏まえて検討してまいりたいと考えておりますけれども、ただ国保事業につきましては受益者負担の原則ということを考えますと、またこれまでの水戸市において改善し、平成28年度においてはほとんど赤字繰入金をしなかったということ等を踏まえれば、できるだけ赤字繰入金を入れない形で、今回の国保制度改革の趣旨に基づいた形で進めたいというふうに考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 今回の制度の趣旨ということで言えば、そもそも国の入れるお金が少ないということを先ほど申し上げたんですが、国はそうしているうちに値上げする自治体が余りにも多いので、一般会計からの繰り入れもやむを得ないだろうという見解を示さざるを得なかったという、矛盾なんですけれどもそういう状況もあります。

ですから、本来的には私も国、県のほうで負担をして、市町村が余り一般会計を入れないで済めばそれは

そのほうがいいと思うんですけども、それにしても現実に今高いので、もし将来そういう状況になったとしても、私は値上げを回避する対応をぜひ水戸市としては最後のとりでとしてとっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございますか。

小泉委員。

○小泉委員 こちらの国保の件でございますけれども、市民負担を考えますと1円でも1%でも高くなってしまうと負担が増加してしまうというところがあると思うんですけども、その中のこの答申として据え置きということでございます。その中で幾つか質問させていただきます。

まず、繰越金のほうで、平成28年度で6億8,000万円というところだと思うんですけど、ここから今回の件で約2億5,000万円を出すということだと思うんですけども、ここで仮という形で、仮算定額として80億数千万円が示されておりますけれども、それが確定するのはいつごろとなりますでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 国保事業費の均等の確定の数値でございますけれども、こちらにつきましては、先月の末に県のほうから御報告をいただいております、一般被保険者及び退職者の納付金を合わせまして80億9,057万1,524円という通知をいただいております。これは退職者分の納付金も含まれておまして、これまで議論いただきました仮算定額は一般分のみということでございますので、同じように一般分のみで考えますと80億6,747万5,247円と、仮算定額に比べまして約3,100万円ほど減になっているという状況でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、実質の繰越金として持ち出しは、若干減少するという考えでよろしいのでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 約3,100万円ほど減額になっておりますので、その分については不足額が縮減されるものと見込んでおります。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

そこで、仮という形でしたので、その辺が大幅に増減するということはないのかなと思ってはいましたけれども、例えばこの繰越金を持ち出すという形になったときに、繰越金の考え方にもなるんですけども、今回持ち出すとしましたら、残りが4億数千万円になると思うんです。そうなったときに余剰金というのは基金ではないので、適正な額がどれだけあるかというのはないと思うんですけども、基本はゼロベースの考えがいいんですか。それともこういったケースがあるので、ある程度は含みじゃないけれども繰越金として残すか、適正と思われる幅というのはあるんですか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の小泉委員の御質問にお答えいたします。

特に繰越金について適正な額というものがあるものではないというふうに考えてございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

そうなりますと、今回に関しましては平成28年度の段階で6億8,000万円近く繰越金が生まれていたという形ですけれども、先ほど委員の質問の中にもありましたけれども、やはり病等が、今年なんかはインフルエンザが大分流行していると聞いておりますけれども、そうでありますとやはり持ち出していかなくてはならないということになったりということがあると思います。要は据え置きしていただける限界点というのがどこかでできてしまうと思いますので、そういった意味ではその繰り越しをどこまで持ち出すのかなというのもちよっと気になったものですから、今回仮の算定額のほうでの考えが当初の2億5,000万円が減少するという形なので耐えられるのかなと思いますけれども、31年度に向けて、より緊張感を持って国保の分に関しては注視していただければと思っております。

続いて、先ほど田口委員から質問がありましたけれども、収納率のほうが88.05%ということで、前年同期比でいえばプラス1.3ポイントという形だったんですけれども、これは県内平均もしくは全国平均で見ると、この88.05%というのはどういう数字になるのでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 小泉委員の御質問にお答えいたします。

国保税の収納率に伴う県内の状況というか、水戸市の県内における状況でございますけれども、先ほどお話しした88.05%につきましては、平成28年度の収納率現年度分でございますけれども、私どものほうで今持っています資料では、27年度の県内の市の状況について資料を持っていますので、ちょっと御説明させていただきますと、県内の32市のうち水戸市の収納率、27年度については30位という状況でございます。ちなみに県内32市の平均は91.12%ということでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ちなみに、その平成27年度の数字というのは何%だったのでしょうか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 平成27年度の水戸市の現年度の収納率は87.03%ということでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 どうしても市の人口規模によってもさまざまな反映が出てしまうと思うんですけれども、やはり平均値で見た場合に32市中30位ということ言えば、比べれば低いのかなという話にはどうしてもなってしまうと思うんです。ただ、さまざまな努力をしていただきながら今上昇しているということでございますので、それに関しましては大いに期待して、この収納率の向上と掲げている部分に関しましては、先ほど御答弁いただいたように引き続き取り組んでいただきたいと思います。また、市民の理解もいただきながらいく必要があると思いますので、そういったところもぜひお願いしたいと思います。

最後になるんですけども、交付金の確保ということで、最後の8ページの4の(2)のほうでありますけれども、交付金の確保というのは決められた額がいただけるわけではなくて、またほかに何か施せばさらにふえたり、また怠れば減ったりということがあるということによろしいんですか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 国の交付金の中に保険者努力支援制度というのが新たに創設されて、これは各県あるいは市町村が取り組んでおります保健事業、特定健診の受診率あるいは先ほどからお話がありました国保税の収納率、あるいはジェネリック医薬品の利用率、こういったものの取り組み状況を踏まえて、県からそれが点数化されて、交付金がそれによって多くいただけるというような事業がございますので、こういった事業を積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

そうしますとこの収納率向上と交付金の確保と、ここに書いてある今後の取り組みについての部分ですけども、これによって市民負担の軽減につながるができること。また、その組織の制度の基盤のほうの強化につながると思いますので、ぜひ引き続きパーセントを上げるのもそうですし、理解をいただきながら取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 では、1点だけ確認したいんですけども、今小泉委員からあったとおり、あと田中委員とか皆さん、できれば値上げをしないようにこれからも、平成32年度以降かな、30年度、31年度は据え置きということなので。ただ、収納率を上げて、市として一般会計から入れないということを前提にしていたいたいたいんですけども、ただ今回県のほうになったじゃないですか。広域化した場合に、そもそも来る金額自体に今回差異が生まれたわけですよ。こっち側の独自の試算と広域化したことによる負担割合の差異が2億5,000万円ですか。何が言いたいかといいますと、こちらの収納率を向上しようと頑張っても、そもそも来る負担割合が多くなってしまったりとか、そもそも制度として差異が生まれる可能性が十分あるのかなと思うんですけども、そこら辺はそもそも県と協議はできるものなんですか。というのは、なぜこの質問をしたかという、つくば市さんとかはこの前異議を申し立てましたよね。この数字はおかしいと。県から来る負担割合と、つくば市が独自に算出した金額に差異があつて、そこはちょっとおかしいんじゃないかと言って県に申し立てをしたと思うんですけども、そもそもこれは制度としてそういった差異が生まれる制度になっているかと思うんですが、そこら辺は県とそういった協議ができるものなのか、それとも差異はこれから生まれないのかというのをちょっと教えてもらいたいんですけども。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 各市町村に示します国保事業費納付金につきましては、国のほうで計算方法についてガイドラインが示されてございます。

茨城県においてもそれに基づいて、原則として算出しているものではありますけれども、ただ一部県の交

付金等については、県の中で独自にその用途を決められるというようなところがございまして、そのような状況の中で今回若干、つくば市さんの場合は御自身で考えていた金額よりも高かったというような状況があるのかなと思います。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうなんですよね。それをこれから、例えば繰り越して今回は水戸市は賄うということなんですけれども、今後もその制度システム上そういうものが生まれる可能性がある場合に、繰越金も先ほど話があったとおりもう数億円しかないわけですよね。そうなった場合に収納率が向上したとしても、そもそも来る負担金がガイドラインプラスアルファ、県の独自の算定方法。で差異が生まれた場合というのは、ある程度そこは県と協議ができるものなのですか。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 先ほどの木本委員の御質問にお答えいたします。

今回については、計算方法の内容の説明というのは県からいただいたところでありましてけれども、例えば計算方法の見直しとか、そういったことについては基本的にはできない、あるいは協議についてはできないものというふうに私どもは現在のところは理解しております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

水戸市としてもあくまでもそこは踏まえた上で、県からくる負担金にのっかってはいけないということですね。なるべく差異が生まれないように、かつ一般会計から繰り入れないようにある程度収納率を向上しつつ、かつ来年度以降どういうふうにしていくかということになっていくという話ですよ。

○高倉委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 原則的なところは、先ほど言いましたガイドラインに基づいて計算されるものと考えております。県からの交付金の用途について、どのようにするかということについては、県のほうに意見等を述べることは可能かなと思います。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ここの共通の意見はなるべく上げない、できれば一般会計からも入れない。現在のその制度上の中で運営をして、しっかり払うものは払っていただきたいということですので、そこはぜひ踏まえて運営をお願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件については終わります。

次に、（仮称）水戸市動物愛護センター整備基本構想について、執行部から説明を願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 それでは、（仮称）水戸市動物愛護センター整備基本構想につきまして御説明をさせていただきます。保健所準備課提出の資料をごらんください。

1の策定の趣旨といたしましては、平成32年4月の中核市移行に伴いまして、犬、猫等の保護収容やその返還、譲渡、動物愛護の普及啓発などの事務を行うこととなります。

そこで、市民と協働で動物の愛護や適正な管理に関する取り組みを進めていくことにより、犬及び猫の殺処分をなくし、動物愛護法の基本理念である人と動物が共生する社会の実現を図るため、本市における動物愛護行政の拠点として動物愛護センターを整備することについて、必要な事項を定めるものでございます。

次に、2の動物愛護センターの役割等でございますが、動物愛護センターは、本市における動物愛護行政を進めていくための施設として、次に掲げる(1)から(7)の役割等を担うものとしております。

1つ目は、動物愛護の普及啓発として、市民に対して動物愛護に関する正しい知識と理解が得られるような事業を実施するとともに、学校等と連携し、命の大切さを伝える取り組みなどを推進することです。

2つ目は、動物の保護収容及び飼養管理に関することです。

3つ目は、保護収容動物の生きる機会の確保として、飼い主のいる犬、猫等については飼い主への返還を推進し、いない犬、猫等については新しい飼い主に譲渡する機会を確保するというものです。

4つ目は、適正飼養に関する普及啓発及び指導として、動物の飼い方についての困り事相談やしつけ教室の開催などを行うことです。

5つ目は、災害への対応を行うこと。

6つ目は、動物事故対策の推進を行うこと。

7つ目は、市民協働の推進として、各種取り組みを行うに当たって、獣医師会、動物愛護推進委員、動物愛護団体、地域住民等と連携及び協力を推進するということです。

なお、ペットショップなどの動物取り扱い業務登録等と特定動物、虎、タカ、ワニなどの飼養許可の事務に関しましては本市に移譲されず、引き続き茨城県のほうでの事務となります。また、収容した犬、猫の殺処分業務につきましては、茨城県に委託する予定となっております。

次に、3の施設の規模等でございます。

必要となる敷地面積につきましては2,000平方メートル以上、延べ床面積は400から450平方メートルが必要となります。また、必要となる主な諸室等につきましては、他市の施設の状況などから、動物の収容や飼養をするための収容室、観察室や犬、猫の移送車両が搬入・搬出時に使用する車庫、治療等を行う診察・処置室のほか、愛護事業を推進していくための多目的室などを配置する必要があると考えております。

なお、収容頭数につきましては、県の頭数等を参考に1日当たり最大で犬は15頭、猫は20頭を想定しております。

次に、4の動物愛護センターの運営体制でございますが、狂犬病予防法等により配置の義務づけのある獣医師や事務が主体となって管理運営を行い、民間活力の活用についても検討してまいります。

次に、5の立地場所等でございますが、立地場所につきましては動物愛護センターの役割や施設の規模等を踏まえた上で、旧療育センターを立地場所といたしております。住所は水戸市河和田町999番地、用途地域は市街化調整区域、敷地面積は3,909平方メートル、土塁部分を除きますと2,832平方メートル

でございます。整備概要につきましては、既存施設を利用し、不足分を増築するというもので、既存施設はRCづくり平家建て、延べ床面積が約300平方メートル。増築につきましては、収容等の必要な100から150平方メートル程度を考えております。

なお、参考資料として提出いたしました旧療育センターの場所を示す航空写真をごらんください。

この中央部分が旧療育センター——緑の屋根の部分なんですけれども——の建屋になっておりまして、西側から北側にかけて敷地の境界部分に土塁があり、それに沿って木が生い茂っている状況となっております。増築部分につきましては、図で言いますと既存の施設と土塁の間で、車が駐車しているように見えているところの部分を活用して、増築部分を整備していくというふうな考えでおります。なお、詳細につきましては、来年度設計を行っていく中で改めて検討をまいります。

次に、資料の裏面になります。

6の整備スケジュールでございますが、開設までのスケジュールといたしましては、来年度に施設の設計を行い、平成31年度に整備工事を行う予定となっております。

なお、（仮称）水戸市動物愛護センター整備基本構想の本編につきましては、後ほどお目通しをいただくようお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

小泉委員。

○小泉委員 説明に対して質疑をさせていただきます。

まずは、事業費はどれぐらいの予算を見ているのかというところでお伺いさせていただきます。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

事業費につきましては、現在のところ3か年実施計画のほうの位置づけといたしまして、設計を含めて1億1,000万円を想定しております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 その中で設計等々と建設まで入ってくるというところだと思うんですけども、発掘のほうで、私の地元の渡里でも発掘に関しては、自宅を建てるんだったら市のほうのお金でできたりと、負担がなかったりしますが、今回の場合は、もし発掘が必要だという判断がなされた場合には費用がかかってくると思うんですけども、その費用負担というのは、今回この予算を立てている1億1,000万円の中で考えるか、もしくはまた別途、その分に関しては乗せて考えるとか、どういったところがございますか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 埋蔵文化財の発掘の費用につきましては、現在のところこの増築する部分の建屋の部分のところに埋蔵文化財があるというようなことがわかっているところではございますが、実際に発掘するかどうかにつきましては、県のほうの判断ということになっております。必要な部分についての発掘の経費につきましては、歴史文化財課と協議をしながら、必要な予算というものを措置する必要があるかとは思いますが、現在のところはこの総事業費の中で賄うことで考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 その中で、一応今のところであれば考えているというところなんですね。わかりました。

そうなりますと、最終的には建設費用で負担をかけていくような話になりますけれども、既存施設のほうはそのままぼりフォームといいますか、何か手だてではなく、そのまま使用するということなんですか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 既存の設備につきましては、トイレ等を若干——今まで子どもたちが利用する施設だったということもあり、そういった部分の改修等は必要になってくるかとは思いますが、できるだけ最小限にとどめて、耐震性についてはもう診断が済んでおりまして、問題ないということになっておりますので、できるだけ増築等の部分で、防音ですとか防臭等の部分に費用をかけて整備していきたいと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

新しく建てる建屋というのは、もともとの療育センターの建物にはつなげるんですか。それとも独立した形になるのでしょうか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 現在の想定といたしましては、犬、猫を収容する部分をメインに増築する予定でおりまして、こちらの既存の部分については愛護の教室棟ということで、構造上も若干変わってくるので、つなげるということは今のところ考えておりません。ただ、設計の中で今後より有効に活用した場合の検討なども行ってまいりますので、その中で若干変更はあるかもしれないというところでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

あと、今答弁の中でいただいたように動線のほうですよ。でき上がった後の使い勝手を考えて、今のこの建物だからここに建てるけれども、後々使い勝手が非常に悪いという形になってしまっても非常に不都合だと思います。それは設計の段階で、使用する部分の目線もぜひ入れていただければと思います。

そして、あとはすぐ隣接して小学校がある状況でございますけれども、また民家もすぐ近くにあるという状況ですけれども、地域の合意形成といいますか説明、また要望等というのは何か頂戴しているのでしょうか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 一応地域、学校関係につきましては、こちらのほうの候補地という段階で、地域などには若干説明などをさせていただきまして、候補地の一つということで説明させていただいております。

今後、学校関係ですとか地元の説明会というのを、学校ですと保護者を対象とした説明会などを今調整中ではございまして、そういった中で御理解をいただいでいくということでございます。

ここは実際隣接するところは、今3軒ぐらいしかお住まいの方がいらっしゃらないですが、そちらのほうではできるだけ早く市の施設として活用してほしいというような御意見などはいただいでおるところでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

引き続き、地元説明等に関しましては丁寧に誠意を持って行っていただければと思います。また、この地図上で見ましても、やはり隣接して小学校もありますので、衛生面にはぜひ大いに気をつけていただければと思いますので、その対策も含めて施していった説明をいただければと思います。

最後は、このアクセス道路に関してなんですけれども、この地図上で言いますとすぐ下側、実際は南側になるんだと思いますけれども、多分小学校のプールと民家がもう張りついている状況なので、ここを広げる等々は難しいのかなとちょっと思うんですけれども、搬送する車等々、出入りも往来もふえると思いますので、このアクセス道路のほうというのは何か今後考えというのはありますか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 この進入路に当たりますプールに沿った道路の部分につきましては、4メートル以上は確保されているんですが、実際のところ拡幅は難しい状況となっております。ただ、施設側のほうの道路につきましては、今検討の段階としては若干セットバックをして、前側に駐車場などをとることによって、出入りをスムーズにするというような配置は検討していこうというふうなことで考えております。

あと、人が多く来るような事業のときには係員を配置して、交通事故等がないように対応していくということで、事業をする場合にはそういうような対応も考えているところでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかりました。

ぜひそういった面にも十二分に注意を払っていただきながら、できる限りの対策を施していただいて、道路に関しましても、こちらサイドがだめであれば、例えば別の抜け道が検討できないかとか、そういったところもぜひ入れていただければと思いますので、私のほうからは以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 まず、候補地の一つであったということは、別にも候補地があったのかなというふうに聞いたんですけれども、ここを選ばれた理由とか、ほかよりも優位性があったというようなことがあるのであればお聞きしたいということが1つ目です。

それから、今もありましたが、確保された犬が不安でほえたりとか、音の問題、防音だとか、あるいは防臭だとか、そういった対策も必要なのかなというふうにも思うわけですが、ここは元幼稚園でしたから園庭もあるわけですが、それをつまり開放型で収容するんじゃないということなのか、その辺をどういうふうにお考えなのかをお聞きしたいということが2つ目です。

それから、3つ目は、1日当たり最大犬15頭、猫20頭とありますけれども、これは最大ですから何日間ぐらいここに収容するというお考えなのかというのもあると思うんですが、要するにキャパシティ、広さとしていっぱい来ちゃってあふれちゃうというようなことがないのかなというふうにちょっと思ったので、その辺の見通しもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、候補地に関しましては、先ほど施設の規模で2,000平米以上は必要になるだろうということなど含めまして、平成32年の開設に間に合うようにということで、施設のほうは市の所有地を中心に検討してきたところではあるのですが、その中で酒門老人ホームの跡地と、あとは鯉淵幼稚園の跡地がございましたが、そういうところとの比較で、こちらの療育センターを選択したということになっております。それについては、本編の6ページに立地場所等ということで書いてございますが、その2段落目のところなんですけれども、周辺環境の面において建物の防音、防臭等の対策を講じるとともに、収容室の配置場所を工夫することにより周囲への影響の抑制が図られるですとか、施設へのアクセスの面においてボランティア団体や利用者などがアクセスしやすいこと。ただ、財政面で既存の建物を利用することは可能などというようなあたりで選択したほかに、その下のところなんですけど、隣接する小学校との関係というところで、そういうところで、獣医師が見守る安全な環境の中で日常的に動物と触れ合えるような場を提供するとか、地域の動物の飼養に関する悩み事相談に応ずることなどの機能としてプラス効果などもあるというところで、この療育センターを選択したということでございます。

それから、防音、防臭等の対策につきましては、防音に関しましてはカラオケルームなど、そういったような建物などを参考にして、実際には設計の段階で協議しながらやっていくということになるかと思うのですが、そういうような構造を考えております。

あとは防臭対策につきましては、他の施設の状況などを見ても、現在は冷暖房などで窓をあけなくても済むような施設といいますか、そういったところで対策をとっている部分もございますので、そういうのを参考に検討してまいりたいと思っております。

あとは、開放型にするかどうかということにつきましては、今後の事業を検討していく中で、どのような形で開放するかとか、そういった部分も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、1日最大犬15頭の部分なんですけど、それにつきましては、本編の2ページをごらんいただきたいのですが、そちらの表のところなんですけど、実際に県のほうで収容頭数等の統計が出ておまして、その中で犬については、表3のほうなんですけど、全体的にだんだん少なくなっているということで、平成26年度の130頭というのを参考にいたしまして、収容期間というのが他市の状況などを参考にして、1カ月程度あれば十分長いほうということになっておりましたので、そう考えますと1頭当たりが1カ月程度いるということになりますと、単純に130頭を12カ月で割り返しますと10頭前後ということになるかなということでございます。それより少し多目に頭数を見込んで、一応1日当たり15頭というような計算をしているというところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 類似の施設をつくっているいろいろな自治体があると思うんですけども、今ちょっと御紹介があった、御説明はなかったんですけども、資料の2ページを見ますと、例えば水戸市域の犬は平成28年度69頭収容し、処分数は12頭ということになっているので17%ぐらいだと思いますが、猫は181頭に対して134頭ですから74%ぐらいかと思うんですけども、この3ページ以降にいろいろな

役割とか方針が書かれているわけですが、例えば熊本市ですね、殺処分ゼロを目指してということですが、かなり注目されている動物愛護センターがあるんですが、当初はやはりかなりの数を殺処分していたということなんですけれども、引き取りとか、あるいは飼い主の説得とか譲渡、そういう民間団体等との連携も含めて、かなり努力されているというような例もあります。この処分率というふうな表現でいいのか、とにかくゼロではないわけですが、そういった何か方向性として目指すべきものがあるのかということをお聞きしたいと思います。

3ページの4の(2)に正当な理由により引き取りを求められた犬、猫というふうにあるんですが、正当な理由とは何なんだろうなということがあって、なかなか飼い主に持ち込まれる例が多いのか、あるいは迷っている犬とか猫として持ち込まれる例が多いのか、その辺もあるかと思うんですが、実際には説得もかなり大変な場合もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の取り組みの方向性として、どういうふうにやろうとしているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

実際に収容するに当たっては、殺処分にならないようにするというので、現在、県の取り組みとしては主に民間のボランティア団体、今42団体ぐらい県のほうでかかわっているということをお聞きしておりますので、そういう団体のほうに譲渡等をやっていただくとともに、本市独自でも譲渡を積極的に取り組むという中で、なるだけ殺処分をしなくて済むようにということで進めていくというふうに考えております。

今後、本市で獣医師等採用した者を県の動物愛護センター等に実務派遣で研修をしてもらうような方向で考えておりますので、そういったところでノウハウを学んでいただきながら、今後の事業に結びつけていきたいというふうに考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 なるべく収容されないといいますが、終生飼養であるとか、不適切な飼い方がなされないような環境を地域に広げるということがまず大事なのかなと思うわけですが、3ページの上のところには犬の不妊去勢手術に対しては補助があるというふうにありますけれども、自治体によっては野良猫の避妊、去勢に補助金を出しているところもありますし、この4ページにもあるんですが、地域猫活動というのがありますが、地域ルールでもって飼い主のいない猫を地域で飼育管理するというふうにあるんですが、確かに犬より猫のほうが収容も殺処分も多いという現実を見ると、そういうことも必要なのかなと思いますが、実際に水戸市でこういったところができる例というのはあるのでしょうか。普及啓発とか動物愛護の推進の取り組みとして、施設で回っているだけではだめなのかなというふうにも思いますけれども、そうした考えはどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 現段階におきましては、水戸市については狂犬病予防法ですとか、動物愛護、管理関係の法律に基づくこうした事業等については茨城県の管轄ということで、茨城県のほうが主体になって進めているところでございます。今後、水戸市になっていく中で、水戸市独自でできるもの等については新たに条例などを整備する必要なども出てきますので、そういったところを検討しながら進めていくということ

になるかと思っております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 動物愛護センターの整備基本構想ということで、県も動物愛護に関する条例ができましたけれども、水戸市が動物愛護の先進自治体として、大いにこのセンターに期待しております。

いろいろ細かい部分はこれからまたあると思うんですけども、1点だけちょっと確認したいんですけども、これは動物愛護センターじゃないですか。中心は犬、猫になると思うんですけども、動物愛護法というのはあくまでも犬、猫以外にもありますよね。いずれにしても、人間社会に高度に順応した動物を動物愛護法で規定しているかと思うんですが、余り例はないとは思うんですけども、ただそういった多分ウサギですとかペットですね、飼われていたのか、逃がしちゃったのかわかりませんが、そういったものはこの動物愛護センターは想定するのかわからないのか教えてもらいたいんですけども。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

基本的に野生動物に関しましては、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というものがございまして、県でもその辺のすみ分けというものはしております。

実際のところ、ウサギとかそういったものについては、動物愛護法の中で負傷動物の保護というようなものがございまして、そういったものがあつたときに、ここの構想の中で犬、猫等としている部分については、ウサギとかの負傷動物についての保護というような部分が若干絡んでくるということで表現を使っております。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

やっぱり犬、猫を前提としながらも、一応飼われているような、ただ飼われているやつは受けないんですよ、基本は。飼われていて負傷したのは受け入れないんでしょう、この動物愛護センターは。そこら辺がよくわからないんですけども。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 収容の部分に関しては、あくまでも飼い主がいないというような状態になると思います。負傷動物等についても、飼い主がいる場合については、基本的に飼い主の判断で動物病院とかに連れていくようになるかと思うんですけども、そういうもの以外の部分ということの対応というのがメインになってくるかと思えます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

まずは、恐らく圧倒的に犬、猫が多いのかなという気がしますので、そこは十分に保護してもらいたいんですけども。恐らくこれができる、飼い主の方も持ってくるのも多いのかなと想定されますけれども、それをどういうふうにさばくかが多分大変なことかなと思いますので、そこは事前の普及啓発で、まずどう

いった施設かという説明をしっかりと市民に行わないと、多分要らぬトラブルが発生する可能性がありますので、そこは十分踏まえて、整備を進めてもらいたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この立地場所の説明が先ほどありましたけれども、この河和田町のところ。小泉委員さんのほうからも出ましたけれども、この中の木が茂っているところ等が土塁があるところだと。この建物の脇に、先ほどの説明で増築をする予定だということでありましたけれども、その中でそういう埋蔵文化財があるとか、そういう類いは今の説明では歴史文化財課のほうに相談しながらということでもありますけれども、最終的にこの整備スケジュールでは平成31年度に完成させて、中核市移行に備えたいということだろうと思うんですけども、歴史文化財課のほうにもちょっとお聞きしますけれども、例えばそういう発掘作業を行わなくちゃならないということになれば、状況とか物によるかもしれませんが、どのくらいの日数が必要なのかなど。また、それにあわせて、そういうことと調整しながらの考えというのは、当然整備完了時期を決めているのであれば、そのようなスケジュールというはある程度考えなくちゃならないのかなと思うんですけども、先ほど小林課長の説明では、相談しながら進めていきたいということなので、ただ期限が意外と迫っているような気がするので、その考え方は歴史文化財課のほうも含めてちょっとお聞きしたいなと思います。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

今回は河和田城跡の包蔵地の敷地内の整備ということになりますので、恐らく試掘をしますと、ここにおきましてはそれ相応の遺物が出てくるものと考えております。そのため、今回既に所管課のほうとは相談させていただきまして、仮にこちら本発掘調査となりますと約1.5カ月の調査期間がかかるということで、面積としましては恐らく150平米の区域の調査が必要なのではないかとということで、こちらは小林課長さんのほうとも既に協議しておりまして、それに合った予算要求をさせていただいたところでございます。

○高倉委員長 田口委員。

○田口委員 予算要求をしているということで、そこはどちら側が予算要求をしているのかということ、予算要求は今回ではなく、いつごろの予定で要求の実現を考えているのかなと思って。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 予算の要求につきましては、保健所準備課のほうで要求を出しておりまして、一応来年度、設計をやっている期間と並行してやればというふうに考えておりますので、全体の整備スケジュールについては平成32年度の開設に影響しないようにということで進めていきたいと考えております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 先ほどの木本委員さんの続きになっちゃうんですけども、例えばお年寄り夫婦が犬を飼っている、猫を飼っている。どうしても体力的な限界も含めて飼えなくなっちゃったと。こういうふうな場合は、

まずこの動物愛護センターの役割は、さらに飼いなさいという指導をするのか、どんなふうな対応ができるのか。これができるということになると、そういう相談も相当あるんじゃないかと思うんです。この辺については今のところどんなふうにお考えでしょうか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 実際にそういった相談もあるということで、県の動物指導センターのほうで状況などのお話は聞いているのですが、基本的に状況にもよると思うんですが、県の対応としては飼い主が完全に放棄するようなものについては原則として受け入れないというような形で、例えばお年寄りが飼っていた場合で、お年寄りが亡くなったとか、そういったときについては引き取っている場合もあるというような回答はいただいております。実際のところ、そういったものについての飼養については、センターのほうでもどうするかというあたりの相談は受けているようなので、相談の中で何かどのようなことができればということの対応をしているというふうには伺っております。そのあたりについては、今後他市の事例なども含めまして、どういう対応がいいのかということを検討していきたいと思っております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 過剰愛護ということになってしまってもいけないので、その辺についてはこれからの需要として、やっぱりお年寄りが今寂しい、こういった中で愛犬、愛猫、こういうものを生活の中に取り入れておられるという方が非常に多いです。しかしながら、体力の限界も含めてなかなか飼える状況じゃなくなってしまった。こういうようなときに愛護という観点からすれば、当然ながら相談に乗って、受け入れをしなくちゃならない。しかし、飼い主がいるということからすればまたどうなのかという論議もあるんだというふうに思いますが、その辺については十分対応できるような、柔軟な対応ができるようにしっかりとやっていただきたい。

それから、もう一つは、ここの最後のほうに書いてあるんですが、学校との連携という、保育所、幼稚園、小学校、この連携を深めて、動物愛護に関する教育をしていくんだと、こういうふうなことがうたっているんですが、これは教育委員会のほうではどんなふうにお考えをいただいているんでしょうか。何か連携をするということになると、教育委員会のほうでも何らかの御相談を受けているのかなと、このように思うのですが、これはまだ今からやるということなのか、それとも今教育委員会として何かこういうものを取り入れた中で見学会とか、訪問とかそういうことも書いてありますので、この辺についてはどんなふうにお考えをいただいているのか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

学校の隣にこういった施設があるということで、安全な環境の中で、子どもたちが動物と触れ合う機会を提供することができると考えております。実際の実施に当たっては、授業もありますので、授業に負担がかからないように、どういった形で実施できるのか検討していきたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 場所が河和田小学校の脇ということなので、河和田小学校の生徒たちはそういうふうな教育が可能だというふうに思うんです。ただ、教育というのは河和田小学校だけではなくて、やっぱり子どもたち

がこういう動物愛護に関心を持ってもらおうと、こういうことがやっぱり大事だと思うんです。ですから、河和田小学校を基軸に、ほかの小学校でもそういうふうな授業がもし取り入れられるとすれば、きちんと各小学校でもそういう時間を設けて、そして動物愛護に関する考え方をきちんと子どもたちに習得させる、こういうふうなこともお考えいただきながら、この事業についての協力体制をとっていただきたい。この要望だけしておきます。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 先ほどの件で、1点ちょっとつけ加えさせていただきたいのですが、動物愛護関係なんです、動物愛護管理推進計画というものが県のほうで県単位でつくる計画がございまして、その中に学校との連携というのが項目として1つ挙がっております、どのようなものをやるかというあたりが、学校で例えば飼育している動物などを管理する先生ですとか、生徒に対してアドバイスをしたりとか、また触れ合い教室ということで、飼い主のいない犬などで人に懐いている犬等になるんですが、主に学校に連れて行って、そういったものと触れ合う教室など、現在は手挙げ方式でやっているというようなこととございまして、そういったことも見据えて、一応センターの役割ということで、そういったものを検討したいということで、こちらの構想の中には記載させていただきました。具体的な部分については、今後教育委員会のほうとも十分詰めた上で、保護者の方の御理解が得られるような形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 せっかくそこまでお答えいただいたんで、今高齢者の社会それから障害者の社会の中でもアニマルセラピーという言葉があるように、お年寄りも犬に触れ合う、猫に触れ合う、こういった中で記憶を戻したり、活力が生まれたり、こういうふうな生活になると、こういうことがあるわけです。ぜひ、そういったお考えがおありでしたらば、老人ホームや障害者施設等々にも働きかけをしていただいて、せっかく人になれている、または人に活力を戻せるような、そういう対象の動物がおいでになるとすれば、そういうところにも活用願いたいと、このようにだけ申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件については終わります。

次に、(3)の水戸市指定文化財の指定について及び(4)の水戸市指定文化財の指定解除についての2件につきましては、関連がございまして、一括して説明を求めた後、一括して質問を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、ただいまの2件につきまして、執行部から説明を願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 水戸市指定文化財の指定についてと水戸市指定文化財の指定解除について、一括して御説明させていただきます。教育委員会歴史文化財課提出の資料をごらんください。

まず、水戸市指定文化財の指定についてでございますが、去る平成30年1月18日、水戸市文化財保護審議会が開催されまして、新たに1件の物件を水戸市指定文化財に指定するよう水戸市教育委員会に対して答申がなされましたので、水戸市文化財保護条例第5条第1項の規定により、教育委員会が記載の物件を水戸市指定有形文化財に指定するものでございます。

1の物件名は、水戸台地出土弥生・古墳時代折衷土器群6点、2の区分は、市指定有形文化財、3の所有者は、水戸市長、高橋靖、4の所在地は、水戸市塩崎町1064番1（水戸市埋蔵文化財センター）、5の指定予定日は、本日平成30年2月9日でございます。6の概要についてでございますが、本物件は、元吉田町の大鋸町遺跡と大塚町の大塚新地遺跡から出土した資料群6点でございます。弥生時代後期の様式と古墳時代前期の特徴をあわせ持ち、当地方の弥生時代から古墳時代への移行期を示す貴重な資料群であることから、このたび一括して指定するものでございます。このように、2つの時代の特徴をあわせ持つ折衷様式の土器を文化財に指定するのは県内初となります。

続きまして、次の資料、水戸市指定文化財の指定解除について御説明いたします。

本件は、水戸市文化財保護審議会の答申に基づき、水戸市教育委員会が水戸市文化財保護条例第35条第1項の規定により、記載の物件を水戸市指定天然記念物から指定解除するものでございます。

1の物件名は、和光院の大椎、大小2株、2の区分は、市指定史跡名勝天然記念物、3の所有者は、宗教法人和光院、代表、中山本宣、4の所在地は、水戸市田島町415番（和光院境内）、5の指定解除予定日は、同じく本日平成30年2月9日でございます。6の概要についてでございますが、本物件は和光院の境内に大小2株ございまして、樹齢はおおむね500年以上と推定され、市の指定文化財として保存されてまいりましたが、昨年平成29年11月19日、所有者が火を起こして作業をしていた際、樹木全体に延焼しまして、消火作業のため、安全を考慮して危険な枝を伐採したものでございます。現在の本物件につきましては、指定当時の姿を大きく変えている上、樹勢の回復も困難であるという判断が下されましたので、指定解除を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、ただいまの件につきまして、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

小泉委員。

○小泉委員 初めの土器の指定のほうの話なんですけれども、今後これに該当するような物、追加されるような物というのがあるのかという点と、あともう一つは、今回今までの学術的な幅が広がったような話なんだと思うんです、この折衷というところから言いますと。また、こういうふうなスキームも今後細分化されたり、ふえていったりというのは考えられるんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のこの折衷土器の追加でございますが、今後仮に同じような種類の土器が発見された場合には、この同じ枠内で追加を考えていくということもあると考えております。

続きまして、2点目の御質問のスキームの拡大についての御質問でございますが、こちらにつきましては、

時代の流れとともに考古学に対する考え方も若干変わりつつございまして、また現在では文化庁のほうで日本遺産を1点ではなくて、グループとか幅広く指定するというようなこともございまして、現在ではこういう文化財の指定につきましても、こうやって複数単位で指定するというところもあるという御意見をいただきましたので、こういう本日のような指定の判断に至ったものでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 わかったような、わからないような。

これは解除のほうの話で、これはちょっと火を起こしてしまつての話で、本当に気をつけなければと思います。一時期、保存樹ですとか、こういう文化財に指定されていく樹木がすごくはやつたと言つたらおかしいんですけども、多く指定された時期があつたんだと思います。しかしながら、それらが今適正に剪定されたり、逆に老木化してしまつて危険性が伴つていたりとかいう木も多く見受けられて、ちょっと案件でいただいたりもしているんですけども、そういった場合にはこの指定の解除というのは、所有者からの申請があれば解除していくことはできるんですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

水戸市の指定文化財のうち、天然記念物といたしましては、六地藏寺の杉や六地藏寺のイチョウ、同じく六地藏寺のしだれ桜、また愛宕山古墳のコブシ、そして水戸城跡の大椎が今回の和光院のほかにもございます。こちらにつきましては、基本的にはその本体が滅失しない限りは解除ということにはございませんので、こちらにつきましては地域の皆様のお力もおかりしまして、保護・保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ごめんなさい、ちょっと質問が悪かつたんですけども、そういった天然記念物等々はまさに御答弁いただいたとおりだと思うんですけども、保存樹とかちょっと枠外になつちゃうんですけども、保存樹の数というのはどういう話なんですか、外せるんですか。

〔「保存樹は別、公園」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員 わかりました。大丈夫です、終わりです。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 1点目の指定のほうなんですけれども、大鋸町遺跡、私の記憶では発掘調査などが宅地開発に伴つて行われたのがもう10年以上前なんじゃないかと思うんですが、今回改めて指定になつたという経緯としては、さっきちょっと考古学上の見解が変わつてきたというお話もあつたのですが、そういうことなのか。

また、今回は貴重だということでありまして、この埋蔵文化財センターなどに展示とかがされているということなのか、その辺はどうなんですか。県内初だということでも明記もされているので、その辺の考えはどうなのかお聞かせください。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

御指摘にもございましたように、今回の遺跡の発掘調査につきましては、以前の発掘だったというものでございますが、当時につきましては、縄文時代、古墳時代そして弥生時代と、画一的な概念しかどちらかというとなかったと。それが、現在におきましては、この弥生時代から古墳時代への移行につきましては緩やかに移行してきたということが研究資料でわかっておりまして、それに伴いまして、こういう折衷のものが重要であるという判断が審議会の先生のほうからありましたので、今回指定するものでございます。

続きまして、今回の資料などの展示につきましては、現在埋蔵文化財センターのほうでやっている企画展、こちらの終了後、新年度の新たな展示に向けて展示するというところでやっていきたいと考えております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 ちょっと確認したいんですけども、水戸市の指定文化財に指定されたということで、例えば最初に説明されたこの器のほうに関しては、埋蔵文化財センターで所蔵しているというか保管している。解除になられた大椎のような外にある樹木といいますか、こういう場合においては今回解除となりますけれども、文化財という指定を受けた場合の——保存樹等は年間2,000円というような管理料を支払われておりますけれども、市指定文化財になるとどのような対応といいますか、扱いはどのようになっているかをお伺いしたい。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

文化財につきましては、基本的に所有者が保護・保存・活用するというのが原則でございまして、先ほど出土した土器につきましては所有者が水戸市になっているということもございまして、埋蔵文化財センターのほうで今保存しているものでございます。市の文化財になりますと、例えば建造物などにつきましては改築時などに最大4分の3の改築費の補助などを国の補助金も活用して行いまして、支援していくというもの。また、定期的な防災点検などの費用の補助などを行っております。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 すみません、今の関連というかちょっと関連じゃないかもしれませんが、この大鋸町遺跡とか大塚新地遺跡は、市の住宅街ですよ。今、例えば台渡里官衙遺跡群もやっていますけれども、住宅を建てようと思ったときに出てくる場合が多いじゃないですか。出てきた場合、それは誰のものですか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

発掘のときに出てきたものにつきましては、あくまで拾得物として国または市のものになります。

以上でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 拾得物になっちゃうんだ。要は、仮にうちは代々何百年もここに住んでいるんだという家が——ありませんけれども、いずれにしてもその土地の所有者のものにはならないということの認識でよろしいですか。こういうものは。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 原則としては土地の所有者のものにはなりませんので、御理解をいただきたいと思
います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、(5)の水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）について及び(6)の水戸市地域文化財制度
についての2件につきましては、関連がございますので、一括して説明を求めた後、一括して質問を行いた
いと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、ただいまの2件につきまして執行部から説明を願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 それでは、水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）についてまず御説明
させていただきます。

本計画につきましては、教育委員会や庁内の会議で協議して、素案を策定しまして、その後市民の皆様か
らの意見公募、いわゆるパブリックコメントを平成29年1月13日から平成29年12月12日までの
30日間実施するなどの手続を経て、計画として策定したものでございます。なお、今回市民の皆様から提
出された意見はございませんでした。

1の計画の基本事項のうち、計画策定の趣旨といたしましては、本計画は、貴重な国民的財産でございま
す文化財を確実に次代に継承していくとともに、地域ならではの特色ある歴史まちづくりへの活用など、文
化財を取り巻く社会環境の変化等に応じ、文化財の保護・保存・活用に係る施策を一層推進するために策定
するものでございます。計画期間でございますが、2018年度から2023年度までの6年間でございま
す。

次に、2の計画の基本的方向でございますが、目指す姿といたしまして、郷土の文化財を愛し、未来につ
なぐ～彰往考来を実践するまち・水戸～といたします。

次に、この計画の実施に当たりまして、基本方針を3つ掲げてございます。

基本方針1が、文化財の総合的な把握と次代への継承。

基本方針2が、文化財を生かした魅力あるまちづくりの推進。

基本方針3が、文化財の保護・保存・活用に向けた体制の充実でございます。

資料の裏面をごらんください。

本計画の実施に当たりましては、2023年度の6つの目標指標を設定しております。文化財の指定の件
数につきましては110件、市民を対象とした文化財講演会・体験学習会の開催件数は年間35件など6つ
の目標値を設定しております。

3の施策の体系につきましては、3つの基本方針のもと、魅力ある文化遺産の発掘など7つの基本施策を
展開してまいります。なお、詳細につきましては、お配りしているお手元の基本計画の本体を後ほどごらん

いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、水戸市地域文化財制度について御説明いたします。

こちらにつきましては、ただいま御説明させていただいた水戸市文化財保護・保存・活用基本計画の新規事業として位置づけられているものでございます。

1の目的でございますが、水戸市には地域で守り伝えられている、または地域を知る上で必要な地域の文化財が多数ございます。こうした地域の文化財を広く伝える制度として新たに今回の制度を設けまして、地域に対して誇りと愛着を持ち、地域の文化財を将来の世代に引き継ぎ、または語り継いでいくことができるような環境の醸成を図ることを目的としております。

2の認定基準でございますが、本市の区域内にあるもの、地域が守ってきたものまたは地域を知る上で必要なもの、所有者等が明確であるもの、成立後おおむね50年を経過しているもの、文化財保護法、茨城県文化財保護条例及び水戸市文化財保護条例の規定による指定または登録を受けていないものを満たす文化財といたします。

資料の裏面をごらんください。

3の認定によるメリットといたしましては、保存・活用への助言、教育・イベント等での活用、説明板の設置、広報などの支援がございました。

4の認定手続といたしましては、所有者などから水戸市教育委員会教育長へ推薦書を提出いただきまして、教育長は推薦書の提出を受けた後、水戸市文化財保護審議会へ諮問し、同審議会からの答申を踏まえまして、教育長が認定する形となります。

5の認定後に所有者などが行う手続といたしましては、変更届や修理届などの提出がございました。

6の制度運用開始予定につきましては、今年の4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、ただいまの2件につきまして、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、まず1つ目のほうの水戸市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）についてというところで、裏面なんですけど目標指標があります。これで見ると、要するに活発にこういうものを活用して市民の理解を深めようということで、こういう数値目標をつかったんだというふうに思うんですが、一番下と下から2番目なんですけれども、市指定文化財の現状確認という中で、累計でありますけれども現状は30件を恐らく見ているんですかね、調べているのかな、年間に。これを110件にしようということだと思えます。それから、風土記の丘ふるさとまつりの参加者数についても、現在5,500人ぐらいの方がお見えになっているわけありますけれども、それを1,300人増の6,800人にしよう、こういうふうな計画だということ。これは大変いいことだというふうに思うんですが、2017年度の実績がどうなっているのかということ、1,300人をふやすというのは大変なことなのではないかなと、このように思っているんです。ですから、その辺どういうふうなイベントもしくはどのようなこの風土記の丘の活用方法を取りながら、この6,800人という数字を達成しようとしているのか。この辺の計画がどんなふう

になっているのか、ちょっとお伺いさせていただきたい。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

風土記の丘ふるさとまつりにつきましては、2015年度におきましては風雨の影響で来場者が3,000人まで落ち込んでしまったイベントでございますが、今年度におきましてはこちらと同じ約5,500人の集客があったものでございます。今後、ふるさとまつりの中のさらなるグレードアップ、そして現在東部地区のお客様の参加に限られているような傾向もございますので、より全市的にこちらのお祭りを周知しまして、より多くの来場者をお招きするようにしまして、6,800人の達成を目指していきたいと考えております。

また、文化財の確認につきましては、現在水戸市の指定文化財は約100件ございますが、年間全て見回り切れていない状況でございますので、それにつきましては、目標年度までに毎年見回れるように努力してまいりたいという目標にしております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の風土記の丘については、東部の方、要するに風土記の丘の近くの人しか来ていないよと、こういうふうなことだというふうに思うんです。せっかくこれだけの大変歴史あるものがあるとなれば、やっぱり全市的にどのように人を集めるかということが大きな目標、大事なんだろうというふうに思っていますし、それが市民理解が得られる市民の文化財としての価値観のさらなる醸成につながるということだと思うんですが、2015年に風雨の影響等があったって3,000人であったということでありました。2016年度には5,500人に回復しているんですね、この表でいくと。先ほどお話をいただいた今年度については5,500人だということになると、2016年度から2年間のうちには参加者がふえていないよと、こういうことだと思うんです。これを6,800人にふやす、7,000人にふやすと、こういうことが目標だとすれば、やっぱり何らかの方策、施策そして全市を巻き込んだときのこの風土記の丘ふるさとまつりをどんなふうにしていくのか、これは大変重要なイベントの中身をどんなふうに変えていくのかと、こういうことだと思いますので、これについては十分やっていただきたい。

それから、現状確認ができていく件数が30件のものを110件まで点検をするということでもありますけれども、今この110件になった理由は、市の文化財の件数を110件にするからここで110件見直しをしていくんだよと、こういうことだと思うんですが、現在やれていない状況があって、これが今30件ぐらいしかできていないものを3倍、4倍近くに作るわけです。ということはマンパワーをどうするのかという、我々が見に行ってもしょうがないですよ。ある程度造詣が深いというか、それなりの目を持った方が行くという。どこに置いてあるんだ、ここにあるのかというわけにはいかないと思うので、そうするとそれなりのマンパワーをどういうふうに歴史文化財課の中で確保していくのかと、こういうことが大事なんだろうというふうに思うんです。

そういうことについてはこれからお考えをいただくのか、来年度も含めた中でマンパワーをふやしていくのか、こういったことが今答弁できればお答えさせていただきたい。できなければ後でというか、それを努力して

いただきたいと、こういうことだけで終わりにしますが、これについてはどうなのかということですが。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

歴史文化財課としましてはマンパワーの充実ということでお願いしておりまして、それを踏まえて新年度の執行体制が発表になるものと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 せっかく指定した、そして歴史的にも価値のあるこういうものでありますから、ぜひ充実を図って、そして1年に1回ぐらいはせめてどういう状況で保管、保存されているのか、そして市民の理解をどの程度得られるのかと、こういうことも含めて頑張っていたきたいと思えます。

また、教育委員会のほうの地域文化財制度でありますけれども、この制度は地域の文化財をもう少し発掘して、そしてそれぞれの地域の特性について研究、勉強しようと、こういうことも含まれているのかなというふうに思うのですが、ただ懸念されるのは、文化財というのは数が少ないから文化財の意義があるというのも一つだと思うんです。犬も歩けば棒に当たる、猫は歩いても棒に当たらないのかもわからないんですけども、そういう言葉があるように、どこに行っても文化財があるよということになっちゃうと、その文化財の価値観というのが問われるのかなと、このように思っています。教育長さんが示される文化財をどの辺の基準にするのかということ、これから細分化していくのかなと、このように思っていますが、いずれにしてもこの制度をどのように活用していくのか、そしてしっかりと文化財としての指定をしたとすれば、それをどのように地域の中で活用していくのか。指定するだけが仕事ではなくて、指定したならば、その地域の中にこういう文化財があって、これはこの地域の中でこんなふうな歴史があって貢献して、そして今の町につながっているんだよと、こういうことにならなければいけないと思うんです。ですから、その辺についてどのようにこれから推進していくのか。まだ定まっていなければ結構ですけども、概要もしくは考え方があればお聞かせをいただいて、そしてさらにこの価値観を高めることにどのようなシナリオを書いていくのかお聞かせをいただきたい。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

文化財保護審議会の委員の皆様のお意見を十分にお伺いし、また地域のコミュニティ団体の皆様とも打ち合わせをしながら、こちらの新たな地域文化財の活用にも努めてまいりたいと思っておりますので、少しお見守りいただきますようお願いいたします。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 私も袴塚委員と全くの同意見というところが多々ありまして、ちょっと一部関連するところもあるんですけども質問させていただきます。

まず、計画のほうについての部分で、(3)の目標指標なんですけれども、この指数というのが非常に高い目標なのか、もしくはもう手を伸ばせば届くのか、今のまま普通にやっていたらこなせるのか、その辺というのはどういったところなのかということ、あとは、この年度書き方なんですけれども、2016年度というふうにありますけれども、この本編のほうを見ますと、全てその後に昭和とか平成とか元号年数も

入れていただいているというところなんですけれども、それはぜひそのように合わせていただければと思うんですけれども、目標指数の程度の話はどういったぐあいでしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

先ほど袴塚委員からお話がありましたように、ふるさとまつりの参加者数などかなり努力しないと達成は難しいという見方もございますので、我々としましては実現可能なものを挙げたわけではなく、一生懸命努力して、さらに手を伸ばしたその先にある数字を挙げております。

続きまして、2点目の御質問の元号の表示でございますが、元号につきましては当初はこちらに平成何年という言葉を入れておりましたが、間もなく平成というのも変わって、2023年につきましてはまだ元号がわかっていないということもございますので、全て元号については削除したというものでございますので御理解をお願いいたします。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 元号のほうの件に関しましては納得させていただきました。

ちょっと目標指標の部分がはるかに難しいと思うところなんです、先ほどからふるさとまつりの参加者数のほうに関しましては、袴塚委員の質問、答弁のほうで確認をさせていただきましたけれども、その他の件数等々というのが今お答えいただいたような実現不可能な数字なんでしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、努力すれば可能なものもございまして、かなり厳しいものもあります。例えば、水戸城歴史的建造物の復元・整備数につきましては、間もなく大手門以外のものも着工できる運びとなりますので、順調にいけばこの3件については実現できるというふうに考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 先ほどと同じような印象なんですけれども、ちょっと僕の質問が悪かったのかもしれませんが、いかなる施策に対しましても目標指標を設けて、それを目掛けて努力を行っていくところ、ひとつの成果の基準にもなると思いますので、ぜひ目標値達成のために全力で取り組んでいただければと思っております。

ちょっと時間もありませんので。そして後のほうの地域文化財制度についてのほうにも絡んでくるんですけれども、これは袴塚委員からもありましたけれども、今現在も水戸で取り組まなければならない文化財等々の発掘ですとか、調査ですとか、取り組み、私の地元の台渡里官衙遺跡群なんかまさにその最中なんですけれども、そういったものをたくさん抱えている中で、どんどん風呂敷ばかりが広がってしまって、そこがおろそかになって、新しいところにも手をかけなくちゃならない。そうしますと、先ほどのように人数の問題ですとか、予算の話ですとか、いろいろ出てくると思うんですけれども、ぜひそういった部分は歴史文化財課としては、水戸は歴史と文化と伝統というのがあるまちでございますので、きちんと必要な策を施して、またこういう指定もしていただながら、もともともう既に抱えている大本丸に取り組まなく

ちやならない案件に関しても、引き続きやっていただきたいというのが意見でございます。また重ねて意見で言わせていただきますと、やはりこの文化財等々も一部のそういったものに明るい方々だけのものではなくて、きちんと今後郷土の教育として子どもたちに伝えていく、伝承していくという作業ももっとも必要でしょうし、また発信をしていくと、これは観光のほうとの連携になるのかもしれませんが、ぜひ発信をして、磨いていく話も大事なんですけれども、外に向かって、第2次計画のほうの中にもありますけれども、まだまだちょっと弱いなというふうにも感じておりますので、ぜひそういった部分も取り組んでいていただければと思いますので、これはもう意見でございますのでよろしく願いいたします。

○高倉委員長 そのほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 この基本計画をざっと見させていただいて、質問が2つなんですけれども、いろいろなページに貴重な地域の財産であって、保存、伝承していかなければならない。しかし、負担が所有者にとっては大変だというような記載がありまして、例えば16ページの一番下とか18ページにもあります。適切な管理は欠かせないけれども負担が大変だと。それから、25ページにも文化財の存続が危ぶまれているというような記載があって、32ページにもあるんですけれども、要するに財政的な負担というのは随分この計画でも気にされているというふうに見受けられるんですけれども、支援を実施しますというようなことも書いてあるところがありますが、特別新規な事業ではないようなんですが、現状の御認識として、例えば他市の事例なども含めて、そうした財政的な支援の枠組みとして何か変えていく必要はないのかというふうに思うんですが、その辺はどういうお考えなのか。つまり、より積極的な財政支援がなければ保存、継承も難しいということにならないのかということでもあります。

それから、もう一つは、出土するものが年々ふえているけれども、数カ所で分散管理しているんだということで、収蔵庫の整備の検討というのが33ページに出ていますけれども、これは現状はどういうふうになっていて、具体的に拡張すれば将来にわたってふえ続けるというのは当たり前だと思うんですが、どういう規模で整備するのが望ましいというふうにお考えなのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

文化財の保護に向けた財政支援といたしましては、文化財の所有者または管理者のほうと我々も適宜協議しておりまして、必要に応じて引き続き補助金の交付などに努めてまいります。

続きまして、埋蔵文化財の収蔵庫についての御質問でございますが、こちらにつきましては、現在旧国田幼稚園、小学校の建物をお借りしまして、そちらの中に箱ベースで収蔵しているものでございます。将来的にはそちらの施設もいっぱいになる可能性がございますので、今回新たな収蔵庫の検討ということも財政課とも協議しまして、項目として入れさせていただいた次第でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、幼稚園、小学校がいっぱいになるぐらいもう既にあるわけですか。そうすると収蔵庫は相当大きなものになるのかなど。つまり箱ベースで今は保管しているということであるから、全てが展示にということには当然ならないんだろうと思いますけれども、検討というふうなことはちょっと曖昧な

部分があるような気がしますけれども、もう目いっぱいになっているという、担当課としてはそういう御認識でしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の計画の中におきましても、埋蔵文化財から出てくるものにつきましては約6,600箱を超える資料を保存しているということで記載してございまして、現在旧国田の幼稚園、小学校の1階、2階に保管しておりまして、間もなく3階に収蔵させていただくものでございます。3階がいっぱいになりますと新たな施設が必要になるという認識でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ということであれば、この文化財を保護、保存また活用というふうに言うのであれば、やっぱり箱で詰めてあるだけということではなかなか活用もできないだろうというふうに思いますから、この収蔵庫のあり方とか場所とか規模とかいろいろそんなこともやはり先延ばししないで、検討を進める必要があるんじゃないかなというふうに感じましたので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 旧国田小学校、幼稚園がいっぱいになるということなんだけれども、収蔵庫のキャパシティーというか、例えばこれから住宅化が進んだり、発掘が進んだりしていくと、いわゆる文化財と言われるものというのは相当たまるよね。今度は地域文化財というのができれば地域にもたまってくるよね。どこまでを文化財にして未来永劫文化財に指定する、例えば土器でも何でも保管していくというのが今の国の流れなのか。それとも、ある程度価値のすみ分けというものをしながら、例えば破片のようなものでも文化財に今なっているものがあるとするば、最終的に形状がもとに戻らないようなものについては見直しをすとか、そういうことをしていかないと、逆に言うとそういうものをどこまでためていけばいいのかというそこら辺の価値の判断というのは、誰が、どこで、いつするんですか。今答弁が無理だったらいいですよ、別に無理しなくても結構ですから。ただ、どこの自治体でも恐らく同じような悩みを持っているんだと思うんです。例えば、これから台渡里廃寺跡、これは平城京にも劣らない史跡で、大変日本でも有数だと、世界でも珍しいと、こういうことを言われながら台渡里廃寺跡は指定をしたわけで、ここにどんどんこれから発掘調査が進んでいくと、ここだけでも相当の数になる。この辺の文化財のあり方というのは、いつ、誰が、どこで検討するのかなという、ちょっと今疑問に思ったので、発言をさせていただいたんですが、答弁が無理なら結構です。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問でございますが、そちらにつきましては、確かにどこの自治体でも悩みであるのは事実でございまして、こちらについては文化庁の御判断を仰ぎながらやっていくということでございますが、現時点では出てきた埋蔵文化財の遺物につきましては、そのまま保存しなくてはいけないという指導でございますので、それに基づいてやっていくことになっております。

以上でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この地域文化財制度はよいことだというふうに感じていますが、ややもすると、後ろのページにメリットというところがありますけれども、保存・活用の助言ということで、その点が自分の地域には歴史的な文化財指定にさせていただきたいすばらしいものがあるというふうなことになったときに、地域で話し合いになったときかなり修復しなくちゃならないと、そういうのが何かメリットがあるのではないかなという感を持つような気がするんですけども、そこのところを再確認しておきたいと思います。補助制度があるのかとか、あるいは市でいろいろなものが補助を受けられる対象のものがいろいろな分野でもありますよね。それとは全く別で、これは指導、助言のみだけなのか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、地域文化財での支援体制といたしましては、説明板の設置は考えておりますが、特に財政的な支援はする予定はございません。我々といたしましては、地域文化財制度は創設いたしますけれども、やはりその上であります市の指定文化財、そちらの保護・保存・活用に向けた財政制度の充実を今後協議していきたいと考えているところでございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、ただいまの2件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いします。

木本委員。

○木本委員 すみません。お昼過ぎてしまって。

これは執行部ではなくて正副委員長にお願いしたいんですけども、先日正副委員長のお計らいで水戸市医師会との意見を聞く会を開催させていただいたと思うんですが、これから中核市移行に伴う保健所設置等々で、今回水戸市医師会と医療を取り巻くさまざまな現状と課題について問題を共有させてもらったと思うんですが、水戸市医師会に限らずほかの関連する団体もございますので、そうした団体とも意見交換ができるようなそういったしつらいを委員会に諮っていただいて問題なければ、以前はやっていましたので、ぜひ今後もそういったものを設けていただければと、委員の皆様にも諮ってもらえればと思いますのでよろしくお願いたします。

○高倉委員長 具体的に何か。

○木本委員 例えば保健所だと医師会関係、前にやっていたのは歯科医師会さんですか、あとは薬剤師会さんでしたか。

〔「薬剤師はやらない。歯科医師会」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 保健所の運営に関する福祉ですとか医療に関係するところで、できるところがありましたら、もし差し支えなければ委員の方に諮っていただいて、進めてもらいますようお願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 それでは、ただいま木本委員のほうから保健所の運営に関連する団体との意見を聞く会を開催していただきたいという御意見がございました。

この件について、ほかの委員のほうから。

〔「前に歯科医師会とやった実績があるので、皆さんからやりたいという
うことがあればいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、ただいま御意見いただいた関連する団体との意見を聞く会の開催について、正副委員長に御一任いただければ今後協議させていただいて、開催に向けて、時期等も含めて正副委員長のほうで検討させていただきたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

ほかにございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

長時間御苦勞さまでした。

午後 零時 11分 散会